

Jリーグ入会（J3リーグ参加） の手引き

【新たに入会を目指すクラブ向け】

（2016年4月改定）



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

目次

Jリーグ理念・Jリーグ設立趣旨・Jリーグ活動方針	2
Ⅰ. J3リーグの概要	3
1. Jリーグ入会（J3リーグ参加）について	4
2. Jリーグの昇降格システム	5
3. Jリーグ入会（J3リーグ参加）までの道のり	6
4. Jリーグ百年構想クラブについて	7
Ⅱ. J3リーグ参加への手続き	8
1. Jリーグ百年構想クラブに認定されること	9
2. J3クラブライセンスが交付されること	10
3. Jリーグ入会を理事会で承認されること	12
4. JFLでの競技成績	13
Ⅲ. J3リーグ入会に関する関連規程	14
Jリーグ百年構想クラブ規程	15
J3クラブライセンス交付規則	19
Jリーグ規約（一部抜粋：J3関連部分）	33

Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及びサッカーの普及促進
1. 豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与
1. 国際社会における交流及び親善への貢献

Jリーグ設立趣旨

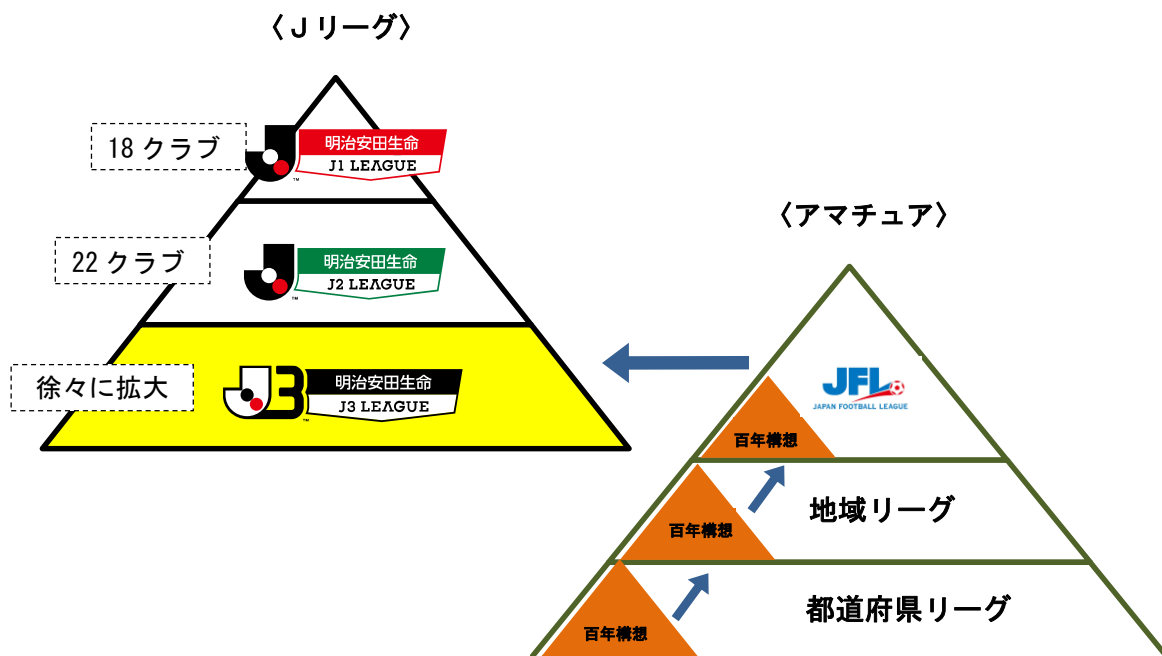
1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々に、Jクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会を多くつくっていきます。
6. 障がいを持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

I. J3リーグの概要

1. Jリーグ入会（J3リーグ参加）について



「J3リーグ」は、予算規模が小さいながらも着実に経営しているクラブが、地域に根づき、育成組織を整備し、Jリーグの一員として経験を積みながら、地域に不可欠なスポーツクラブへと成長するためのステップとなることを目指して、2014 シーズンに12チームでスタートしたリーグです（1チームは「特別参加枠」として認められた「JリーグU-22選抜チーム」）。

本リーグは今後もチーム数を徐々に拡大させていく計画ですが、J3リーグに参加するためには、希望するクラブが定められた審査基準に基づき審査を受け、Jリーグに入会していただくことが必要です。また、そもそも入会審査を受けることができるクラブは「Jリーグ百年構想クラブ」に認定されており、「J3クラブライセンス」の交付を受け、「日本フットボールリーグ（JFL）所属」であることが条件になっており、これらの一連の手続きの概要については「Ⅱ. J3リーグ参加への手続き」に記載しております。

なお、Jリーグ入会が認められたクラブは、「Jリーグ正会員（J3会員）」となり、公益社団法人日本プロサッカーリーグの社員として総会の議決権を持つこととなります。

2. Jリーグの昇降格システム

	昇降格システム
J 1 ⇄ J 2	J 1 下位 3 クラブ ⇄ J 2 上位 2 クラブ + プレーオフ優勝クラブ
J 2 ⇄ J 3	① J 2 22 位 ⇄ J 3 1 位 ② J 2 21 位 ⇄ J 3 2 位 (入れ替え戦) ※ J 3 1 位または J 3 2 位クラブが J 2 クラブライセンスの交付が受けられない等の場合は入れ替えの対象となりません。詳細は J リーグ規約 17 条をご覧ください。
J 3 ← J F L	J F L 4 位以内、かつ百年構想クラブのうち上位 2 クラブ

上記の表にあるように J 1 と J 2 との間では最大 3 クラブ、J 2 と J 3 との間では最大 2 クラブの入れ替えが起こる可能性があります。

J F L から J 3 へは、最大 2 クラブが昇格します。昇格するためには、J 3 クラブライセンスの交付を受け、J F L で 4 位以内かつ百年構想クラブのうち上位 2 クラブに入ることが必要です（その他の要件は、本資料「Ⅱ. J 3 リーグ参加への手続き」をご覧ください）。

一方で、J 3 での順位がふるわなかったとしても、J F L に降格することはありません（J 3 クラブライセンスが不交付などの理由で退会となることはあり得ます）。従って、練習場・クラブハウス・スタジアムの整備や財務体質の強化など、じっくりと腰を据えてクラブの経営基盤の整備に着手していただくことが可能です。

J 3 リーグに所属する間にしっかりとクラブの基礎を固めることが、クラブの持続的な発展を考えるうえで重要であり、逆に、クラブの基盤が整わないまま拙速に昇格だけを求めてしまうと、上位リーグで苦勞を強いられるだけでなく経営破たん危機を迎える場合もあります。J リーグは歴史的に、そのように危機的な状況に見舞われたクラブを多く経験しています。

3. Jリーグ入会（J3リーグ参加）までの道のり

要件	スケジュール														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① Jリーグ百年構想クラブに認定されること															
② J3クラブライセンスが交付されること															
③ Jリーグ入会を理事会で承認されること															
④ JFLでの競技成績(順位)															

Jリーグへの入会を希望するクラブは、①～④の要件をすべて充足しなければなりません。すでにJリーグ百年構想クラブとなっているクラブは、①の要件を充足しているため、②の要件から進むことができます。

②のJ3クラブライセンスの有効期限は1年となっています。従って、一度ライセンスが交付されたクラブであっても、毎年ライセンスの申請を行ってJ3クラブライセンスの交付を受けることが必要となります。

③の入会が一度承認されれば、毎年、入会手続きを行う必要はありません。従って、既存のJ3クラブ（既に入会しているクラブ）は、②のJ3クラブライセンスの交付をもって、翌シーズンもJ3リーグに参加することができます。

なお、Jリーグ入会に向けた準備は、Jリーグ百年構想クラブに申請する前の段階から長期的な計画を立て、ホームタウンのみなさまのご協力を得ながら、じっくり取り組まなければうまくいきません。クラブの意思だけでなく、ホームタウンのみなさまのご意見をしっかりと聞き、地域の代表としてJリーグを目指す体制作りをしっかりと行ってください。

4. Jリーグ百年構想クラブについて

「Jリーグ百年構想クラブ」は、「Jリーグ（J3）への参加を目指すクラブ」として、Jリーグが一定の審査を経て認定するものです。Jリーグ百年構想クラブへの申請は、審査要件を満たしていれば、都道府県リーグ所属であっても可能となっています。

Jリーグは、Jリーグ百年構想クラブを認定することにより、J3リーグ参加を目指すクラブの取り組みをサポートしていきます。

Jリーグ百年構想クラブは、着実に経営基盤の強化を行いながら、所属リーグにおいて十分な競技成績を残して昇格していくことにより、最終的にはJリーグに入会（J3リーグに参加）することとなります。

Jリーグへの参加を目指すということは、Jリーグの理念に共鳴し、「Jリーグ百年構想 ～スポーツで、もっと、幸せな国へ。～」のスローガンのもと、Jリーグと共に推進する役割を担う者として、地域に根差したスポーツ文化の振興活動に取り組むということです。

Jリーグ百年構想クラブは、公益社団法人日本プロサッカーリーグの正式な会員ではありませんが、Jリーグの仲間であることは間違いありません。

Jリーグは、より多くの仲間を正式な会員として迎え入れるべく「Jリーグ百年構想クラブ」の拡大に努めていきます。J3の発足を機に、あらためて、Jリーグへの参加を目指すクラブを全国に広げていくことが、Jリーグの役割です。

※ Jリーグ百年構想クラブに認定された場合は、会費が発生します。

【参考：Jリーグ百年構想クラブ規程（抜粋）】

第4条〔百年構想クラブの義務〕

(6) 百年構想クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。

- ① 百年構想クラブは、会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）として、当年の4月末までに120万円を納入しなければならない
- ② 前号に関わらず、年の途中で百年構想クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から12月31日までの残存月数に10万円を乗じた金額を納入する

Ⅱ. J3リーグ参加への手続き

1. Jリーグ百年構想クラブに認定されること

要件	スケジュール														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① Jリーグ百年構想クラブに認定されること		★													

J3に初めて参加するシーズンの前年2月末までに認定されること
(前々年の11月末までに申請)

【主な関連規程】

- ・ Jリーグ百年構想クラブ規程
 - ・ Jリーグ規約第15条の2
- a. Jリーグ百年構想クラブの認定申請は、審査要件を満たしていれば、**都道府県リーグ所属であっても申請することが可能**です。
 - b. J3リーグへの参加を希望するクラブは、J3リーグに初めて参加するシーズンの**前々年の11月末**までに「Jリーグ百年構想クラブ」の認定申請を終えなければなりません。
 - c. 認定を申請したクラブに対し、Jリーグは申請日から**3ヶ月以内**に審査結果を決定することとしています。
 - d. 申請に基づきJリーグの審査を受け、Jリーグ百年構想クラブとして承認されれば①の要件は充足となります。
 - e. 一度、百年構想クラブに承認されたクラブは、失格・脱退等の事由が生じない限り、継続して百年構想クラブとなります。**毎年、申請を行う必要はありません。**
 - f. すでにJリーグ百年構想クラブとなっているクラブは、①の要件を充足しているため、②の要件に進むことができます。

【参考】 Jリーグ百年構想クラブ (2016年3月現在)

- ・ ヴァンラーレ八戸FC (JFL)
- ・ 栃木ウーヴァFC (JFL)
- ・ tonan前橋 (関東サッカーリーグ1部)
- ・ 東京武蔵野シティFC (JFL)
- ・ アスルクラロ沼津 (JFL)
- ・ 奈良クラブ (JFL)
- ・ FC今治 (四国リーグ)

2. J3クラブライセンスが交付されること

要件	スケジュール														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
② J3クラブライセンスが交付されること															

【主な関連規程】

- ・ J3クラブライセンス交付規則
 - ・ Jリーグ規約第14条、第29条～第32条、第35条
- a. J3クラブライセンスを申請できるのはJ1・J2・J3クラブおよび**2月までに承認されたJリーグ百年構想クラブ（JFLに所属）**です。
 - b. 2月末頃を目途に、申込みを希望するクラブに対して、**申請書類（ライセンスパッケージ）を通知**します。
※ 2016年の申請より、紙媒体ではなく電子システム「クラブライセンス申請システム」で申請を行うことになっています。
 - c. 申請書類の**提出期限は6月30日**です（一部資料は期限が異なります）。
 - d. 審査はJリーグクラブライセンス事務局が実施し、**合否の判定はJリーグ理事会**が行います。
 - e. 合否判定の基準となるものが、**「J3クラブライセンス交付規則」**に定められています。
 - f. 審査の結果、基準を充足していない点がある場合には、クラブライセンス事務局が未充足箇所を指摘のうえ、充足に向けて改善するよう通知します。通知にもかかわらず、基準を充足できなかった場合や、充足の見込みがないと判断した場合には、②の要件は充足しなかったものとし、原則として不合格となります（最終判断は、理事会が決定する）。
 - g. 審査は11月末までに行われますが、新たに入会を希望するJリーグ百年構想クラブについては、原則として**9月末までに審査**と合否の判定を実施します。
 - h. 既存のJ3クラブについては、②のJ3クラブライセンス交付をもって、翌シーズンJ3リーグへの参加が認められます。

※ J1またはJ2クラブライセンスを取得すれば、J3クラブライセンスに代えることができます。ただし、J1またはJ2クラブライセンスは既存のJ1・J2・J3クラブのみが申請でき、Jリーグ百年構想クラブは申請することはできません。

【主な審査基準について（J3クラブライセンス交付規則）】

J3クラブライセンス交付規則では、大きく5つの基準 [①競技基準 ②施設基準 ③人事体制・組織運営基準 ④法務基準 ⑤財務基準] を設けて審査を行っています。

例えば、②施設基準では、ホームスタジアムの必要なスペック、③人事体制・組織運営基準では、確保しておくべき人員、⑤財務基準では、3期連続の赤字または債務超過の場合には基準未充足となるといった基準が定められています。

J3クラブライセンスを申請するクラブは、必ず最新の「J3クラブライセンス交付規則」を確認してください。なお、①競技基準は第7条 ②施設基準は第8条 ③人事体制・組織運営基準は第9条 ④法務基準は10条 ⑤財務基準は第11条にそれぞれ記載されています。

【J3クラブライセンスとJ1・J2クラブライセンス制度との違い】

「J3クラブライセンス交付規則」は、J3リーグへの参加を希望するクラブに対し、Jリーグが独自に、J3クラブとして最低限必要とされる条件を示したものです。

従って、当該規則は「Jリーグクラブライセンス（J1クラブライセンス・J2クラブライセンス）」と連動しているものではなく、アジアサッカー連盟が定める「AFCクラブライセンス交付規則」とは独立したものです。

しかし、J3に参加するクラブが将来的にはJ2昇格を目指すことに鑑み、「J3クラブライセンス交付規則」は、J2クラブライセンスの構成をある程度意識できるようなレベルに設定しています。これにより、J3に参加するクラブが、J2昇格に向けた準備がより円滑に進められると考えています。

3. Jリーグ入会を理事会で承認されること

要件	スケジュール														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
③ Jリーグ入会を理事会で承認されること															

【主な関連規程】

- ・ J3クラブライセンス交付規則
 - ・ Jリーグ規約第14条、第15条
- a. 入会を申請できるのは、**J3クラブライセンスの交付を受けたクラブ**のみです。
既存のJ3クラブ（既に入会しているクラブ）は、再度、入会手続きを行う必要はありません。
 - b. 入会に必要な書類は、7月～8月頃に対象クラブにご案内をします。
 - c. 申請書類の**提出期限は9月末日**です。
 - d. 審査はチェアマンのほか、Jリーグクラブライセンス事務局が実施したうえで、Jリーグ**理事会**がJリーグ正会員（J3クラブ）としての入会を承認するか否か決定します（④に定めるJFLの順位要件を満たすことを停止条件として入会を承認する場合があります）。
 - e. 書類審査の他、Jリーグがホームタウンを視察したうえでのヒアリング調査や、チェアマンによるクラブ代表者、ホームタウン自治体の首長および地元サッカー協会会長に対するヒアリング審査などが行われます。
 - f. 判定の基準となるものは、**Jリーグ規約第15条3項**に定められています。主な規定は**平均入場者数2,000人超**、**年間事業収入1.5億円以上**などですが、詳細はJリーグ規約をご確認ください。
 - g. 審査は原則として**11月末まで**に行われる予定です。

4. JFLでの競技成績

要件	スケジュール																
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
④ JFLでの競技成績 (順位)												★	...	→			
												JFL 最終順位確定				入会 シーズン開幕	

【主な関連規程】

- ・ Jリーグ規約第15条第3項9号
- a. ③の入会審査に合格したクラブは、**JFLでの順位要件**を満たせば、Jリーグに入会（JFLからJ3へ昇格）することとなります。
 - b. 順位要件は、「JFLシーズンにおける**最終順位が4位以内**であり、かつ、**JFLに属するJリーグ百年構想クラブのうち、上位2クラブ**に入っていること」です。
 - c. ④の要件を充足することにより、**翌シーズンJ3リーグへの参加**が可能になります。

【順位要件を満たさない例】

JFL 1位	百年構想クラブ
JFL 2位	百年構想クラブ
JFL 3位	百年構想クラブ
JFL 4位	(その他のクラブ)
JFL 5位	(その他のクラブ)



4位以内だが、百年構想クラブのうち上位2クラブに入っていない。
⇒ **要件未充足**

JFL 1位	百年構想クラブ
JFL 2位	(その他のクラブ)
JFL 3位	(その他のクラブ)
JFL 4位	(その他のクラブ)
JFL 5位	百年構想クラブ



百年構想クラブのうち上位2クラブに入っているが、4以内ではない。
⇒ **要件未充足**

Ⅲ J3リーグ入会に関する関連規程

Jリーグ百年構想クラブ規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第15条の2に基づき、Jリーグが、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔百年構想クラブの条件〕

(1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。

- ① Jリーグ規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
- ② 日本法に基づき設立された、総株主の議決権の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社または社員たる地位の過半数を日本国籍を有する者および内国法人が保有する公益社団法人もしくは特定非営利活動法人であり、1年以上の運営実績があること
- ③ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグの指導を受けながら、Jリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
- ④ Jリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
- ⑤ サッカークラブ運営を主たる業務としていること
- ⑥ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
- ⑦ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
- ⑧ 協会に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
- ⑨ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること
- ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
- ⑪ 定款が適法かつ適正に整備されていること
- ⑫ 取締役（理事）に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
- ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が4名以上いること。なお、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい
- ⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグが指定する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに

始められる状態であること

- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① 前項第3号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認、支援していることを、当該サッカー協会が文書で具体的に示していること
 - ② 前項第4号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのJリーグ入会を応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の1号ないし3号のいずれかおよび4号の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体がホームスタジアムであることを承認していること
 - ② ホームスタジアムは、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるか、または将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
 - ③ 前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体が、申請クラブがJリーグに入会するためには、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
 - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること

第3条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、自己の名刺や印刷物へ「Jリーグ百年構想クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

第4条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Jリーグは百年構想クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、Jリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
 - (2) 百年構想クラブは、Jリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてJリーグ入会に向けた知識を深め、Jリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
 - (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてJリーグ入会までの間に変更することはできない。
 - (4) 百年構想クラブは、Jリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提
-

出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。

- (5) 百年構想クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしJリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
 - ① 百年構想クラブは、会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）として、当年の4月末までに120万円を納入しなければならない
 - ② 前号に関わらず、年の途中で百年構想クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から12月31日までの残存月数に10万円を乗じた金額を納入する

第5条【百年構想クラブの申請】

- (1) 申請クラブは、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Jリーグ規約第15条第2項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第1項に定める入会申込の日の前年の11月30日までに、前項に定める申請を行い、理事会の承認を受けていなければならない。

第6条【審査】

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Jリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Jリーグが次項の審査を行う。
- (2) Jリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条【資格の停止および失格】

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、百年構想クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Jリーグの名譽を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
 - (2) 前項の規定により百年構想クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。
-

- (3) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条〔百年構想クラブからの脱退〕

百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Jリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は百年構想クラブに申請することができない。

第9条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成24年9月1日

平成26年1月21日

平成28年1月19日

J3クラブライセンス交付規則

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、J3の参加資格であるJ3クラブライセンス（以下「J3ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔審査の基準〕

J3ライセンスの審査は、以下の5つの基準について行われる。

- ① 競技基準(第7条)
- ② 施設基準(第8条)
- ③ 人事体制・組織運営基準(第9条)
- ④ 法務基準(第10条)
- ⑤ 財務基準(第11条)

第3条〔申請〕

- (1) J3ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J3ライセンスの申請者（以下「J3ライセンス申請クラブ」という）となり得る。
 - ① J1クラブ
 - ② J2クラブ
 - ③ J3クラブ
 - ④ 日本フットボールリーグ（JFL）に所属するJリーグ百年構想クラブ。ただし、J3ライセンスの審査の申請日の前年の11月30日までに、「Jリーグ百年構想クラブ規程」第5条第1項に定める申請を行っている百年構想クラブに限る。
- (2) J3ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則としてJ3ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の前年6月30日までにJ3ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、Jリーグクラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までにJ1またはJ2のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについてもFIB（クラブライセンス交付第一審機関）またはAB（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、Jリーグクラブライセンス事務局から、追加でJ3ライセンスに関する申請書類の提出を求める場合がある。

第4条〔審査〕

- (1) 前条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じてJ3ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、
-

また、ヒアリングを実施するものとする。

- (2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める合否を審議し、決定するものとする。
- (3) 前項の決定は、対象シーズンの前年の11月末までに行われるものとする。

第5条〔審査方法〕

- (1) 審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。審査に合格したJ3ライセンス申請クラブには、対象シーズンのJ3ライセンスが交付される。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第7条から第11条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ3リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J3ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会は、Jリーグ規約第142条第1項に定める制裁を合わせて審議決定するものとする。ただし、基準F.01第3項に定める基準が未充足であったJ3ライセンス申請クラブに対する制裁は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大10点）とする。
- (3) 審査の過程で、又は審査の結果を踏まえて、Jリーグは、第7条から第11条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第6条〔有効期間〕

J3ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。

第7条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S.01	アカデミープログラム J3ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。 ① 育成・普及の理念および方針 ② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報（資格、指導歴等） ④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報
S.02	アカデミーチーム (1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの審査の申請日時点で、普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を定期的に行っている実績がなければならない。 (2) J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームのうちいずれか1つ以上を保有しているか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第3号に定めるチームについては、

	<p>当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18 チーム ② U-15 チーム ③ U-12 チーム</p> <p>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行わなければならない。U-12 チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>
<p>S.03</p>	<p>選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「J3リーグ戦試合実施要項」第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>
<p>S.04</p>	<p>選手との書面による契約</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>
<p>S.05</p>	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会(およびレフェリーに関するイベントやセッション)に、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。</p>

第8条〔施設基準〕

(1) 施設基準は、次の各号に定められた内容を充足していなければならない。

- ① Jリーグ規約第29条第2項、第3項、第4項第3号
- ② Jリーグ規約第30条第2項
- ③ Jリーグ規約第31条
- ④ Jリーグ規約第32条各項
- ⑤ Jリーグ規約第35条第1項
- ⑥ J3スタジアム検査要項

(2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。

番号	項目およびその内容
I.01	<p>公認スタジアム（ホームスタジアム）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること ② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面（Jリーグ指定書式）にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする。 <p>(2) 前項のスタジアムは、第8条1項各号に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>(3) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>
I.02	<p>スタジアムの認可（安全性と警備計画）</p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書を作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに提出するものとする。</p> <p>(3) 前項にいう計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網</p>

	<p>羅するように努めなければならない。</p>
I.03	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>ホームスタジアムは、メインスタンドに椅子席があるものとし、その入場可能数は5,000人以上でなければならない。なお、ベンチシートは1席あたり45cm以上で計算を行うものとし、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる。</p>
I.04	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫のうえ、運営本部室あるいは警察・消防司令室として利用可能な場所を確保しなければならない。</p>
I.05	<p>スタジアム：観客エリア</p> <p>ホームスタジアムは、座席カテゴリー別に異なる入場口を確保するなど、観客エリアを異なるセクターに分離することができるようにしなければならない。</p>
I.06	<p>スタジアム：医務室・救護室</p> <p>スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当するため、医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室については、J3ライセンス申請クラブがホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫したうえで、仮設することができる。</p>
I.07	<p>スタジアム：安全性</p> <p>(1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① ホームスタジアムには雷保護設備を設置すること</p> <p>② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること</p>
I.08	<p>スタジアム：避難計画の策定</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、基準I.02にいう警備計画書に盛り込まなければならない。</p>
I.09	<p>トレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。</p>

	ない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。
I.10	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。</p>

第9条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P.01	<p>クラブ事務局</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P.02	<p>代表取締役または代表理事</p> <p>J3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P.03	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) J3ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいう財務担当は、コンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P.04	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) J3ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当（オペレーションオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいう運営担当は、セキュリティ担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。

<p>P. 05</p>	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうセキュリティ担当は、運営担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
<p>P. 06</p>	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう広報担当は、マーケティング担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
<p>P. 07</p>	<p>事業担当（マーケティングオフィサー）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業担当（マーケティングオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう事業担当（マーケティングオフィサー）は、広報担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
<p>P. 08</p>	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、コンプライアンスに関する事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを1名以上置かなければならない。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、基準 P. 02 から基準 P. 07 の各役職と兼務することができる。</p>
<p>P. 09</p>	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、す</p>

	<p>すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。</p> <p>(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。</p>
P. 10	<p>メディカルスタッフ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P. 11	<p>トップチーム監督</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p>
P. 12	<p>トップチームのコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>
P. 13	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよびJFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する</p>

	者であることが望ましい。
P. 14	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>
P. 15	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「C級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは他の役職と兼務することができる。</p>
P. 16	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。</p> <p>(2) Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>
P. 17	<p>権利と義務</p> <p>人事体制・組織運営基準P.02から基準P.16までに記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。</p>
P. 18	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、基準P.01から基準P.16に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 19	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 人事体制・組織運営基準 P.02 から基準 P.15 に規定される人員につい</p>

	<p>て、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はJ3ライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
--	---

第10条〔法務基準〕

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L.01	<p>Jリーグ正会員としての宣言書</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣言書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① F I F A、A F Cおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ J F Aに公認されている競技会で競技すること ⑤ 出場が認められた場合には、A F Cに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 「クラブライセンス申請システム」等により提出済みのすべての文書、資料、および情報は完全かつ正確であること ⑧ JリーグおよびJ F Aに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること ⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、

	<p>重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的 事象について、Jリーグに通知すること</p>
L. 02	<p>クラブの登記情報</p> <p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し ② J3ライセンス申請クラブの登記簿謄本の写し（Jリーグへの提出 期限より3か月前以内に発行されたものであること） ③ J3ライセンス申請クラブの印鑑登録証明書の写し（Jリーグへの 提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）
L. 03	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技 活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号 のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書（Jリーグ指定書式）を提 出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か 月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な 影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有 すること ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督 機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有してい ること ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのク ラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決 権の過半数を単独で有していること ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技 活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技 活動について何らかの権限を有していること
L. 04	<p>就業に関する規則の整備</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに 類する文書を提出しなければならない。</p>

第11条〔財務基準〕

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F. 01	年次財務諸表（監査済み）

	<p>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J3ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、J3ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとJリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は2013年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである(債務超過である)場合。ただし判定は2015年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合。</p>
F.02	<p>(基準番号変更に伴い欠番)</p>
F.03	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスが対象シーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、対象シーズンの前年の12月31日の時点で、現在および過去の従業員(「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02から基準P.15までに示す人員を含む)との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠で</p>

	はない紛争」に該当する場合を除く。
F.05	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) J3ライセンス交付の決定が下される期間（当該期間はJリーグから通知をする）の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはJリーグに対し、当該申請クラブがJ3ライセンスの審査の申請日が属する事業年度の前年度の末日以降、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。</p>
F.06	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスの審査の申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブについては、当該資料の提出期日をJリーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p>
F.07	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J3ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、J3ライセンスの交付を受けたクラブはJリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。</p>
F.08	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>J3ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない</p>

第 12 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

【改正】 平成 27 年 4 月 28 日
平成 28 年 1 月 19 日

Jリーグ規約（一部抜粋：J3関連部分）

■ 入会・資格要件関連

第14条【J3クラブの資格要件】

J3会員たるクラブ（以下「J3クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) J1クラブライセンス、J2クラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- (2) 日本法に基づき設立された、総株主の議決権の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは社員たる地位の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する公益社団法人もしくは特定非営利活動法人であること

第15条【入会】

- (1) Jリーグは、第15条の2にいう「Jリーグ百年構想クラブ」（以下「百年構想クラブ」という）のうち、日本フットボールリーグ（JFL）所属であり、9月30日までにJリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。
- (2) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下の審査を受けなければならない。
 - ① 理事会が別途定める「J3クラブライセンス交付規則」に基づく審査
 - ② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の入会審査
 - イ. クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
 - ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
 - ① 前項の審査にすべて合格していること
 - ② 百年構想クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと
 - ③ 前項の審査を通じ、理事会が、J3リーグ戦を安定して運営できる財政基盤および経営基盤を十分に具備していると評価したこと
 - ④ 第14条各項の要件を具備していること
 - ⑤ 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
 - ⑥ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における1試合平均入場者数が2,000人を超えており、かつ、3,000人に到達することを目指して努力していると認められること。
なお、入場者数の算定は「明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」第39条

第3項および第4項に基づいて行う

- ⑦ 入会直前年度における年間事業収入が1.5億円以上になると、合理的に見込まれること
 - ⑧ 入会直前年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること
 - ⑨ 入会の可否を決定する理事会開催日の属するJFLシーズンにおける最終順位が4位以内であり、かつ、当該JFLに属するJリーグ百年構想クラブのうち、上位2クラブに入っていること
- (4) 理事会は、第2項に定める審査および前項に定める要件に関する調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議のうえ、その結果をJFLシーズン終了の3日後までに、当該クラブに書面で通知する。
- (5) 前項により、J3会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ3会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年の1月1日から認められるものとする。

第15条の2〔Jリーグ百年構想クラブ〕

- (1) Jリーグは、JFL、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「Jリーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013年12月31日までにJリーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。
- (2) 第15条第2項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第1項に定める入会申込の日の前年の11月30日までに、Jリーグに百年構想クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

■ スタジアム関連

第29条〔スタジアム〕

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、サッカースタジアムであることが望ましい。
- (2) スタジアムは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - ① ピッチは天然芝であり、原則として縦長105m 横幅68m であること
 - ② ピッチの外側周囲には、原則としてサッカースタジアムの場合は5m 以上、陸上競技兼用の場合は1.5m 以上の芝生部分を確保すること（したがって、陸上競技兼用の場合は縦長108m 以上、横幅71m 以上の芝生部分を確保すること）
 - ③ ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）で、原則として埋め込み式であること。また鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - ④ ゴールネットは原則として白色とする（Jリーグに申請し、承認を得た場合はこの限りではない）。またゴールネットは、ゴールの後方にポールを立て、安全な方法で取り付けること

- ⑤ コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
 - ⑥ ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
 - (3) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
 - (4) スタジアムの観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - ① J1クラブ主管公式試合：入場可能数 15,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - ② J2クラブ主管公式試合：入場可能数 10,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - ③ J3クラブ主管公式試合：原則として入場可能数 5,000 人以上。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる。
 - ④ すべての観客席は、屋根で覆われていることが望ましい。
 - (5) 前項におけるスタジアムの入場可能数は、ホームゲーム開催時に使用可能な座席の数を指し、次の各号の合計数とする。
 - ① 入場券が発券できる座席の数
 - イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む
 - ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない
 - ニ. 立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする
 - ② 前号以外の座席の数
 - イ. 常設のVIP席
 - ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない
 - ③ 車椅子席の数
 - イ. 車椅子観戦エリアは座席はないが、車椅子1台分につき1席と数える
 - ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める
 - (6) スタジアムの照明装置については、下記の通りとする。
 - ① J3を除く公式試合を開催するスタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても 1,500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置し、明るさを均一にしなければならない。
 - ② J3クラブが主管する公式試合を開催するスタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても 1,500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置することが望ましい。
 - ③ Jクラブは、スタジアムの照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。
-
-

第30条〔スタジアム付帯設備〕

- (1) 〔略〕
- (2) J3の公式試合で使用するスタジアムは、第1号から第29号までならびに第31号の付帯設備を備えるものでなければならないとともに、第30号の設備を備えることが望ましい。ただし、第12号から第29号までの設備については、スタジアムの諸室や座席、スタンド部分等の運用を工夫することにより、当該設備として利用可能な状態とすることをもって足りるものとし、第31号の設備については2016年6月までに備えることをもって足りるものとする。
 - ① 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
 - ② 記録員席（個室であることが望ましく、少なくとも、ピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること）
 - ③ 医務室
 - ④ 場内放送システム
 - ⑤ スコアボードおよび時計（大型映像装置であることが望ましい）
 - ⑥ メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
 - ⑦ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
 - ⑧ ミックスゾーンおよびフラッシュインタビューポジション
 - ⑨ 入場券売場、入場ゲート（入場待機スペース）
 - ⑩ 飲食売店およびグッズ売店
 - ⑪ 駐車場、駐輪場、タクシー等乗降所
 - ⑫ 運営本部室
 - ⑬ マッチ・コーディネーション・ミーティング室
 - ⑭ ドーピングコントロール室
 - ⑮ 警察・消防司令室兼控室
 - ⑯ 記者会見室
 - ⑰ 記者室
 - ⑱ カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室
 - ⑲ VIP 席
 - ⑳ マッチコミッショナー席
 - ㉑ 記者席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていることが望ましい）
 - ㉒ テレビ中継およびラジオ中継用実況放送席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要なかつ十分な電源を備えていることが望ましい）
 - ㉓ 総合案内所
 - ㉔ 救護室
 - ㉕ 授乳室
 - ㉖ テレビ中継車両駐車スペース

- ⑳ テレビカメラ設置スペース（中継カメラ用およびニュース関連 ENG 用）
- ㉑ ケーブル敷設スペース（中継車とテレビカメラおよび実況放送席間）
- ㉒ 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）
- ㉓ 室内ウォームアップエリア（ホームチームおよびビジターチームについて各々別個に用意されていること。また、審判員について配慮されていること）
- ㉔ 雷保護設備

第 31 条〔衛生施設〕

スタンドには、どの席からもアクセスが容易な場所に男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには多目的トイレを備えなければならない。

第 32 条〔ベンチ〕

- (1) チームベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - ① ピッチのタッチラインから 5m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから 10m 以内にかかる位置に設置すること
 - ② 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- (2) チームベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- (3) ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。
- (4) 第 4 の審判員ベンチを備えなければならない。

第 35 条〔広告看板等の設置〕

- (1) スタジアムには、Jリーグが指定する位置に、JリーグおよびJリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。